

「問題」「解答・解答例等」「出題の意図」

選抜区分	2026年度（選抜区分：帰国子女学生特別選抜） 法学部 両学科共通（科目名：小論文・面接）
<p>法学部では、帰国子女特別選抜試験において、小論文及び面接試験を実施している。小論文では、社会的な問題を扱った文章を読んで、その内容を的確に理解・整理する能力（文章読解力）、及び、そのうえで自分の考えを論理的に表現する能力（自説展開力）を確認している。また面接では、法学及び政策科学を学ぶ主体的意欲があるか、社会問題への幅広い関心とそれへの自分の考えを有しているか、またそれら意欲や知見が海外での生活体験といかなる関係にあるかを問うている。こうした点を総合的に勘案し、入学後速やかに法学・政策科学の学習に取り組み、所期の目標を達成することが十分に見込まれる学生を選抜することを狙いとしている。</p> <p>1. 小論文</p> <p>(1) 課題文選択の背景</p> <p>課題文の出典は、瀧川裕英編『もっと問いかける法哲学』（法律文化社、2024年）の第2章に所収された、土井崇弘「カジノを推進すべきか？」（18-32頁）の一部を抜粋したものである。同書は、タイトルに法哲学と銘打っているものの、抽象的な法／哲学概念の論究ではなく、まさに今（も）社会で問題になっている具体的なテーマを取り上げ、それへの賛否を含む諸論点を扱う文章が収められている。課題文においても、「カジノの推進」という具体的なトピックが扱われており、専門用語にも都度簡潔な説明が付されているため、本学部受験生にとって決して難解とはいえない水準の文章である。</p> <p>課題文では、いわゆるIR整備法下でのカジノ開設には、刑法185条・186条の規定が適用されないことを前提に、カジノ行為の自由に対する賛否を含めた諸論点が提示される。賛否のうち賛成の立場として、他者に危害を与えない限り個人の自由に介入すべきでないとする、ジョン・スチュアート・ミルの提唱した「危害原理」が挙げられ、反対の立場には、ギャンブル＝不道徳ゆえ法で禁止すべきという「法的モラリズム」、および本人の利益保護のため法の規制をかけるべきとする「法的パターンリズム」が置かれる。つづいて筆者は、治療困難とされるギャンブル依存症の問題を取り上げ、それを従来の経済学とは異なる個人像を定位させる行動経済学の見地から分析し説明を加えるとともに、ここでも法的パターンリズム（本人保護の見地）から規制の立場が導出されうると述べる。そのうえで筆者はさらに議論を展開させ、行動経済学の見地を引き継ぐリバタリアン・パターンリズムの立場から、個人の選択を尊重しつつ、個人の利益を保護する「第三の道」の可能性があると示唆している。</p> <p>課題文の内容は、「カジノの開設・推進」という少なからず社会的な関心を集めている問題をめぐる種々の立場や理由、背景を取り上げるものであり、受験生にとっても、これまでの学校生活あるいはニュース報道等で耳にしたことのある話題であると考えられる。その上で、課題文は、カジノへの賛否の立場の説明に始まり、行動経済学による個人像の転換と行動経済学からみた依存症の説明、さらには個人の自由と規制の両立可能性について、それらの要点や関係性をとても分かりやすく描いているといえる。また、個人の自由はどこまで／いかなる理由で規制されるか、さらには自由か規制かの単純な二択ではない形での解決策は考えられないか、といった課題文が投げかける論点は、法学・政策科学を学ぶための基礎的な視角でもあ</p>	

る。そのようないわばベーシックな議論の型をまとった文章を正確に読み解く力が身についているかどうかを、本問では主として問うている。

(2) 受験生に何を望むか

問題1では、筆者が整理した内容、すなわち、カジノへの賛否の立場はもちろんのこと、行動経済学によるギャンブル依存症の説明、およびその見地を展開するリバタリアン・パートナーリズムの位置づけについて、その要点を適切にまとめ、それらがいかなる関係にあるのかを簡潔に示すことが求められる(読解力)。

問題2では、その上で、課題文で示されたいくつかの立場のうち、どの立場を支持するかを明示したうえで、それを支持する理由が求められる。その際、支持する立場とは反対の視点や派生する問題点を考慮したり、自らが学んできた知識を踏まえたりすることで、自らの考えをより論理的・説得的に述べる事が求められる(自説展開力)。

2. 面接

(1) 志望理由と海外経験の活かし

学科の志望理由と入学後にどのようなことを学びたいかを問い、受験生が自分自身の言葉で順序だてて要領よくまとめて説明ができるかを評価した。その際、受験生の海外での経験や知見が、当学科における勉学において、どのように具体的に活用できると考えるかについても併せて問うた。

(2) 社会的関心

昨今加速度的に開発が進み、あらゆる局面で活用されるようになっている生成系人工知能(生成AI)を取り上げ、大学の課題やレポートの作成に学生が生成AIを用いることの功罪を踏まえつつ、その是非について、自らの意見を組み立てて表現する能力の有無を確認する問題である。なお、存在しない参考文献を挙げるなど明らかな不正行為として認定されている事態がすでに生じているという点が面接官からの問いかけの中で示されており、AI使用は現実にはこのような弊害を招いていることを起点とした受け答えが求められる。

こうしたAI使用については、一般に、文章作成の効率化に資するという賛成の立場がある一方で、学生の思考能力の低下を招くとの批判があるが、いずれも紋切り型の評価であろう。現実的にはそれらいずれにも還元できない方向性の考案が求められる。例えば、もはやAI活用は避けられないため、何をどこまで許可するかは線引きやガイドラインが重要である。あるいは、上記不正行為を防ぐには生成AIが作成した文章内容を学生自身が今一度精査する必要があるため、必ずしもレポート作成作業は効率的にはならず、なおかつ学生の思考能力が低下するという点も保留されるのではないかと、といった観点があげられよう。受験生には、このような状況を想起したうえで、自分の言葉で応答していくことが求められる。

なお、本問は受験生にとって当事者性の高い話題とも考えられる。上記の観点に限らず、自らの見聞に基づいて生成AIがもたらす影響を考えながら、自分の見解を論理的・説得的に表現することが期待される。